

令和6年第6回（12月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	報告第6号	専決処分事項の承認について	1
2	第66号議案	吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	18
3	第67号議案	吉川市学童保育条例の一部を改正する条例	20
4	第68号議案	吉川市総合体育館条例の一部を改正する条例	21
5	第69号議案	吉川市立小・中学校体育施設開放に関する使用料条例の一部を改正する条例	25
6	第70号議案	吉川市立小・中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例	27
7	第71号議案	指定管理者の指定について	28
8	第72号議案	《《欠番》》	29
9	第73号議案	工事請負契約の締結について	30
10	第74号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	31
11	第75号議案	市道の路線廃止及び認定について	32
12	第76号議案	教育委員会委員の任命について	34
13	第77号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	36
14	第78号議案	令和6年度吉川市一般会計補正予算（第5号）	—
15	第79号議案	令和6年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	—
16	第80号議案	令和6年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	—
17	第81号議案	令和6年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	—
18	第82号議案	令和6年度吉川市水道事業会計補正予算（第1号）	—
19	第83号議案	令和6年度吉川市下水道事業会計補正予算（第1号）	—
20	第84号議案	令和6年度吉川市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	—

報告第6号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度吉川市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の執行に当たり、緊急に予算措置する必要が生じたため、令和6年度吉川市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年度吉川市一般会計補正予算（第4号）（別紙）

令和6年10月1日

吉川市長 中原恵人

別紙

令和6年度吉川市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度吉川市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,796千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,167,251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		2,038,573	33,474	2,072,047
	3. 委託金	124,762	33,474	158,236
19. 繰入金		571,976	2,322	574,298
	1. 基金繰入金	515,994	2,322	518,316
歳入合計		29,131,455	35,796	29,167,251

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,983,230	35,796	3,019,026
	4. 選挙費	1,544	35,796	37,340
歳 出	合 計	29,131,455	35,796	29,167,251

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金	2,038,573	33,474	2,072,047
19. 繰入金	571,976	2,322	574,298
歳入合計	29,131,455	35,796	29,167,251

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費	2,983,230	35,796	3,019,026
歳 出 合 計	29,131,455	35,796	29,167,251

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
33,474			2,322
33,474			2,322

2 歳 入

(款)16. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費委託金	122,448	33,474	155,922
計	124,762	33,474	158,236

(款)19. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	123,535	2,322	125,857
計	515,994	2,322	518,316

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 選挙費委託金	33,474	衆議院議員選挙委託費交付金 33,474

1. 財政調整基金繰入金	2,322	財政調整基金繰入金 2,322

19. 繰入金

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 衆議院議員 選挙費	0	35,796	35,796	33,474 県 (33,474)			2,322
計	1,544	35,796	37,340	33,474			2,322

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	3,833	10. 衆議院議員選挙執行事業	35,796
3. 職員手当等	9,252	1 報酬	3,833
8. 旅費	45	管理者等報酬	1,529
10. 需用費	2,221	一般事務報酬	2,304
11. 役務費	2,738	3 職員手当等	9,252
12. 委託料	12,248	時間外勤務手当	8,985
13. 使用料及び賃借料	236	管理職員特別勤務手当	267
17. 備品購入費	5,223	8 旅費	45
		費用弁償	45
		10 需用費	2,221
		消耗品費	756
		印刷製本費	100
		修繕料	890
		啓発品購入費	475
		11 役務費	2,738
		通信運搬費	2,738
		12 委託料	12,248
		警備委託料	97
		駅前自転車整理業務委託料	97
		選挙公報新聞折込委託料	183
		選挙啓発委託料	36
		会場設営業務委託料	1,361
		投票所誘導業務委託料	166
		電算処理委託料	6,299
		分類作業委託料	843
		ポスター掲示板設置業務委託料	3,166
		13 使用料及び賃借料	236
		駐車場使用料	10
		車借上料	139
		投票所等借上料	30
		物品借上料	57
		17 備品購入費	5,223
		選挙用備品購入費	5,223

2. 総務費

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	2		18,720	8,424 (4.50月分)	36	27,180	4,541	31,721	
	議 員	20	86,364		38,864 (4.50月分)		125,228	24,872	150,100	
	その他の 特 別 職	675	42,541	8,124	3,656	36	54,357	2,127	56,484	
	計	697	128,905	26,844	50,944	72	206,765	31,540	238,305	
補正前	長 等	2		18,720	8,424 (4.50月分)	36	27,180	4,541	31,721	
	議 員	20	86,364		38,864 (4.50月分)		125,228	24,872	150,100	
	その他の 特 別 職	559	41,012	8,124	3,656	36	52,828	2,127	54,955	
	計	581	127,376	26,844	50,944	72	205,236	31,540	236,776	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他の 特 別 職	116	1,529				1,529		1,529	
	計	116	1,529				1,529		1,529	

※ 長等とは市長及び副市長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	419人 (511人)	443,033	1,529,789	1,272,045	3,244,867	601,416	3,846,283	
補正前	419人 (391人)	440,729	1,529,789	1,262,793	3,233,311	601,416	3,834,727	
比 較	0人 (120人)	2,304	0	9,252	11,556	0	11,556	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	30,582	30,582	0
地 域 手 当	93,622	93,622	0
管 理 職 手 当	48,360	48,360	0
通 勤 手 当	32,808	32,808	0
住 居 手 当	40,339	40,339	0
期 末 手 当	432,008	432,008	0
勤 勉 手 当	355,891	355,891	0
時 間 外 勤 務 手 当	234,568	225,583	8,985
特 殊 勤 務 手 当	2,711	2,711	0
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	1,156	889	267

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	402人 (2人)		1,450,070	1,077,938	2,528,008	505,090	3,033,098	
補正前	402人 (2人)		1,450,070	1,068,686	2,518,756	505,090	3,023,846	
比 較	0人 (0人)	0	0	9,252	9,252	0	9,252	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	30,582	30,582	0
地 域 手 当	88,852	88,852	0
管 理 職 手 当	48,360	48,360	0
通 勤 手 当	31,295	31,295	0
住 居 手 当	40,339	40,339	0
期 末 手 当	330,447	330,447	0
勤 勉 手 当	270,906	270,906	0
時 間 外 勤 務 手 当	233,290	224,305	8,985
特 殊 勤 務 手 当	2,711	2,711	0
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	1,156	889	267

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	17人 (509人)	443,033	79,719	194,107	716,859	96,326	813,185	
補正前	17人 (389人)	440,729	79,719	194,107	714,555	96,326	810,881	
比 較	0人 (120人)	2,304	0	0	2,304	0	2,304	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
地 域 手 当	4,770	4,770	0
通 勤 手 当	1,513	1,513	0
期 末 手 当	101,561	101,561	0
勤 勉 手 当	84,985	84,985	0
時 間 外 勤 務 手 当	1,278	1,278	0
特 殊 勤 務 手 当			0

(2) 職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職 員 手 当	千円 9,252	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	9,252	○会計年度任用職員以外の職員 9,252 ○会計年度任用職員 0

第66号議案

吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

吉川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年吉川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため市が設置した介護福祉推進協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため市が設置した介護福祉推進協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第67号議案

吉川市学童保育条例の一部を改正する条例

吉川市学童保育条例（昭和52年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
栄学童保育室	吉川市 <u>中央三丁目26番地1</u>	栄学童保育室	吉川市 <u>中央三丁目27番地1</u>
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

借用している土地を地権者に返還することに伴い、栄学童保育室の位置を変更したいので、この案を提出するものである。

第68号議案

吉川市総合体育館条例の一部を改正する条例

吉川市総合体育館条例（昭和57年吉川町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前						
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）						
・基本使用料					・基本使用料						
施設名			区 分	使用料（夏 期以外の期 間）	使用料（夏 期）	施設名			区 分	使用料	略
大 体 育 室	略	全面	略	2時間 2,400円	2時間 4,000円	大 体 育 室	略	全面	略	2時間 1,200円	略
				〃 1,200円	〃 2,000円					〃 600円	
				〃 1,200円	〃 2,000円					〃 600円	
	バス ケット コート 1面	600円	1,000円	バス ケット コート 1面	300円						

	バレーコート 1面	800円	1,300円		バレーコート 1面	400円	200円
	バドミントンコート 1面	400円	600円		バドミントンコート 1面	200円	100円
	開放日	1回 200円	1回 300円		開放日	1回 100円	50円
		100円	150円				
	全面	2時間 7,200円	2時間 13,600円		全面	2時間 3,600円	6,000円
		12,000円	22,800円				
小体育室		1,000円	1,700円	小体育室		500円	250円
		500円	800円				
	開放日	1回 200円	1回 300円		開放日	1回 100円	50円
		100円	150円				

		0円	0円					
第1・2武道場		2時間	2時間	第1・2武道場		2時間	400円	
		800円	1,300円				"	200円
		"	"				1回	100円
		400円	600円				"	50円
		1回 200円	1回 300円				1回	100円
トレーニング室		" 100円	" 150円	トレーニング室		"	50円	
		0円	0円				"	100円
トレーニング室		" 200円	" 300円	トレーニング室		"	50円	
		0円	0円				"	100円
小会議室	2時間	300円		大会議室 (小体育室兼)	2時間	500円		
						小会議室	2時間	150円
・割増使用料 略				・割増使用料 略				
備考 1及び2 略 3 <u>夏期とは、7月1日から9月30日まで</u> <u>の期間をいう。</u> 4 略 5 略				備考 1及び2 略 3 略 4 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

総合体育館における空調設備の設置に伴い、使用料の見直しをしたいので、この案を提出するものである。

第69号議案

吉川市立小・中学校体育施設開放に関する使用料条例の一部を改正する条例

吉川市立小・中学校体育施設開放に関する使用料条例（平成17年吉川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前		
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）		
施設の 名称	区分	使用料（夏期 以外の期間） 1時間単位	使用料（夏 期）1時間 単位	施設の 名称	区分	使用料1時間単位（円）
体 育 館・武 道場	一般	600円	1,000 円	体 育 館・武 道場	一般	200円
	児童・ 生徒	300円	500円	道場	児童・ 生徒	100円
略				略		
備考				備考		
1 略				1 略		
2 <u>夏期とは、7月1日から9月30日まで の期間をいう。</u>				2 略		
3 略						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

小中学校体育館及び武道場における空調設備の設置に伴い、使用料の見直しをしたいので、この案を提出するものである。

第70号議案

吉川市立小・中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例

吉川市立小・中学校校庭夜間照明施設使用料条例（平成2年吉川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前						
別表（第2条関係） <table border="1" data-bbox="220 797 783 1064"><tr><td data-bbox="220 797 438 931">照明施設使用料</td><td data-bbox="438 797 783 931">2時間につき1,000円とする。</td></tr><tr><td data-bbox="220 931 438 1064"></td><td data-bbox="438 931 783 1064">3時間につき1,500円とする。</td></tr></table>	照明施設使用料	2時間につき1,000円とする。		3時間につき1,500円とする。	別表（第2条関係） <table border="1" data-bbox="831 797 1394 1064"><tr><td data-bbox="831 797 1050 1064">照明施設使用料</td><td data-bbox="1050 797 1394 1064">2時間につき1,000円とする。</td></tr></table>	照明施設使用料	2時間につき1,000円とする。
照明施設使用料	2時間につき1,000円とする。						
	3時間につき1,500円とする。						
照明施設使用料	2時間につき1,000円とする。						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

小中学校校庭の夜間照明施設の使用料について、現状の利用実態に合わせ見直しをしたので、この案を提出するものである。

第71号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称 吉川市民交流センターおあしす、吉川市立図書館及び吉川市視聴覚ライブラリー
- 2 指定管理者として指定するもの 次に掲げる法人の共同事業体
 - (1) 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座四丁目12番15号
名 称 株式会社オーエンス
代表者職氏名 代表取締役 大木一雄
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
名 称 株式会社図書館流通センター
代表者職氏名 代表取締役 谷一文子
 - (3) 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区常盤2丁目9番10号
名 称 アイル・コーポレーション株式会社
代表者職氏名 代表取締役 町田哲雄
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川市民交流センターおあしす、吉川市立図書館及び吉川市視聴覚ライブラリーの指定管理者である株式会社オーエンス、株式会社図書館流通センター及びアイル・コーポレーション株式会社の共同事業体の指定の期間が令和7年3月31日をもって満了となるため、令和7年4月1日からの指定管理者として同共同事業体を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

第72号議案

《欠番》

第73号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 準用河川上第二大場川改修工事（R6-1）
- 2 工事場所 吉川市大字高久地内
- 3 工 期 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 4 請負金額 149,050,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市栄町1432番地2
氏名又は名称 名倉建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 名倉泰史

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

準用河川上第二大場川改修工事（R6-1）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第74号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川市総合体育館長寿命化改修工事（建築）
- 2 工事場所 吉川市上笹塚一丁目58番地1
- 3 工 期 契約締結日から令和7年3月21日まで
- 4 請負金額 変更前 399,960,000円
変更後 418,660,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤10丁目16番23号
氏名又は名称 株式会社田中工務店
代表者職氏名 代表取締役社長 田中一成

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和6年6月11日付けで効力が発生した吉川市総合体育館長寿命化改修工事（建築）の請負契約について、軒樋の防水改修工事並びに排煙窓及び扉の改修工事を追加するとともに、既存花壇の撤去及びスロープ拡張に伴う増工をすることから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第75号議案

市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

1 路線廃止

路線名	起 点	終 点
1-379	大字川藤字榎戸268番地先	大字川藤字古川4223番地先
1-384	大字川藤字榎戸309番地先	大字川藤字古川4189番地先
1-388	大字川藤字榎戸370番地先	大字川藤字榎戸384番地先
1-654	大字川藤字榎戸337番1地先	大字須賀字下河原457番1地先
1-655	大字川藤字古川4189番5地先	大字川藤字古川4189番5地先
1-412	大字上内川字下根通1162番地先	大字上内川字下根通1144番地先
1-588	大字上内川字下根通1179番地先	大字上内川字下根通1180番地先
1-820	大字上内川字下根通1153番地先	大字上内川字下根通1599番地先
3-319	大字平方新田字江戸川通1458番地先	大字平方新田字江戸川通1079番地先
3-1202	大字深井新田字宿道上2008番地先	大字深井新田字宿道上2005番地先
3-201	大字鍋小路字堤外359番地先	大字深井新田字宿道上2006番地先
3-301	大字深井新田字宿道上2034番地先	大字深井新田字宿道上2386番1地先

2 路線認定

路線名	起 点	終 点
1-379	大字川藤字古川4231番4地先	大字川藤字榎戸480番1地先
1-384	大字川藤字榎戸385番8地先	大字川藤字榎戸400番1地先
1-388	大字川藤字古川4209番10地先	大字川藤字古川4209番6地先
1-654	大字須賀字下川原77番4地先	大字須賀字下川原457番1地先
1-660	大字川藤字古川4189番3地先	大字川藤字榎戸480番1地先

1-412	大字上内川字下根通1160番1地先	大字上内川字下根通1144番地先
1-820	大字上内川字下根通1703番1地先	大字上内川字下根通1154番4地先
1-1022	大字上内川字下根通1149番地先	大字上内川字下根通1599番1地先
3-319	大字平方新田字江戸川通1458番地先	大字平方新田字江戸川通1080番1地先
3-201	大字鍋小路字蛇畔327番2地先	大字深井新田字宿道上2005番地先
3-301	大字深井新田字宿道上2031番2地先	大字深井新田字宿道上2386番1地先
3-221	大字鍋小路字蛇畔201番5地先	大字鍋小路字蛇畔337番2地先

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国土交通省の国道4号東埼玉道路整備事業、江戸川堤防強化対策事業及び吉川市鍋小路地区河川防災ステーション整備事業に伴う既設市道の路線廃止及び認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第76号議案

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 塩入英明

生年月日 ○○○○○○○○

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

教育委員会委員の中島新太郎氏が令和6年12月22日をもって任期満了となるため、その後任に塩入英明氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 塩入英明

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和58年 4月から

○○○○○○○○

平成14年 9月まで

平成14年10月から

○○○○○○○○

現在に至る

平成29年 6月

○○○○○○○○

令和 3年 6月から

吉川市障がい者の地域での生活を考える検討会議委員
(現在副委員長)

現在に至る

令和 4年10月から

吉川市産業振興会議委員

現在に至る

令和 5年 4月から

よしかわ観光協会理事

現在に至る

令和 6年 4月から

吉川市商工会工業部会幹事

現在に至る

第77号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 中村利昭

生年月日 ○○○○○○○○

令和6年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

固定資産評価審査委員会委員の茂木伸一氏が令和6年12月20日をもって任期満了となるため、その後任に中村利昭氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 中村利昭

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成 4年 4月から

○○○○○○○○○

平成 6年 2月まで

平成 6年 6月から

○○○○○○○○○

平成14年12月まで

平成15年 1月から

○○○○○○○○○

現在に至る